

寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 10 号

寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年寒川町条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 1 号中「保育士」の次に「又は神奈川県に区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を加える。

第 10 条第 3 項第 4 号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条第 3 項第 4 号の改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。